

# ひみ移住応援でんき

(移住応援Ⅱ)

低圧供給約款  
(料金表)

2025年4月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社



# 本 則

## 1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のひみ移住応援でんき（移住応援Ⅱ）（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、ひみ移住応援でんき（移住応援Ⅱ）といたします。

## 2 適用対象

お客さまがこの料金表の適用を希望され、次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

- (1) 低圧供給約款（料金表）のひみ使っておとくライト、ひみ従量電灯ネクストまたはひみ季節別時間帯別電灯〔夜間 12 時間型〕の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受けていること。
- (2) お客さまの需要場所が富山県氷見市であること。
- (3) お客さまが、高岡市の一部<sup>※1</sup>、射水市の一部<sup>※2</sup>、石川県珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、羽咋市、中能登町、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町および金沢市（粟崎町、粟崎町1丁目）以外から氷見市へ移住され、その移住日が2024年1月1日以降であること。

※1 高岡市 伏木：伏木湊町、伏木中央町、伏木錦町、伏木本町、伏木国分1丁目、伏木国分2丁目、伏木古国府、伏木一宮1丁目、伏木一宮2丁目、伏木東一宮、伏木古府1丁目、伏木古府2丁目、伏木古府3丁目、伏木古府元町、伏木矢田、伏木矢田上町、伏木矢田新町、高美町、伏木国分加古川、伏木一宮若草、伏木古府、万葉台、伏木一宮、伏木国分

吉久：吉久1丁目、2丁目、3丁目

横田：横田町1丁目、2丁目

## ※2 射水市 港町

なお、当社は、氷見市への移住を確認するため、お客さまから住民票の写しを提出していただきます。また、移住日は、住民票の写しに記載されている転入日といたします。

(4) 2025年4月1日以降、この料金表の適用を受けていないこと。

また、2021年7月1日以降、低圧供給約款（料金表）の「ひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）」の適用を受けていないこと。

### 3 契約期間

契約期間は、この契約が成立した日から、4（料金の適用）に定める終期までといたします。

### 4 料金の適用

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）からその1年目の日が属する月の検針日の前日までに使用される電気にかかる料金に適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

### 5 料 金

各月の料金は、他の料金表によって算定された基本料金、基本使用料金または最低料金および電力量料金の合計（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）から、この料金表以外の料金表によって算定された割引額を差し引いたもの（以下「割引対象額」といいます。）に(1)によって算定された金額（以下「ひみ移住応援割引額」といいます。）を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) ひみ移住応援割引額

ひみ移住応援割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

ひみ移住応援割引額 = 割引対象額 × (2)の割引率

なお、割引対象額の算定上、他の料金表によって算定された電力量料金は、燃料費調整額を差し引きまたは加える前の金額といたします。

## (2) 割引率

割引率は、他の料金表ごとに次のとおりといたします。

契 約 種 別	割 引 率
ひみ使っておとくライト，ひみ従量電灯ネクスト	10.0%
ひみ季節別時間帯別電灯[夜間12時間帯型]	2.0%

## 6 契約の解約または廃止

- (1) お客さまからの申込み内容に、虚偽または不正があったと認められる場合、当社はこの契約を解約いたします。
- (2) (1)によりこの契約を解約する場合、解約する日の属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、原則としてひみ移住応援割引額は適用いたしません。また、この場合、契約期間に適用したひみ移住応援割引額の合計金額をお客さまから申し受けます。
- (3) この料金表の適用は、1お客さま（同一世帯のお客さまを含みます。）につき1回に限るものとし、転居等によりこの契約を廃止した場合は、原則として、再適用はいたしません。

## 7 その他

- (1) この料金表の申込受付期間は2026年3月31日までといたします。
- (2) 3（契約期間）に定める契約期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。
- (3) 当社は、要綱等の変更にともない、民法548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の低圧供給約款（料金表）ひみ移住応援で

んきによります。

(4) この料金表に定めのない事項については、要綱等によるものといたします。

## 附 則

### この料金表の実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。